平成３１年度 みやぎＮＰＯプラザ
展示室・小（短期ショップ）　使用団体募集要項

みやぎＮＰＯプラザ内のＮＰＯショップは、コミュニティビジネスをめざすＮＰＯや、事業資金が必要なＮＰＯ、また活動の成果を発表するＮＰＯが、販売事業や展示会を行うために設けられています。
そのうち、比較的短期な出店を希望するＮＰＯのためのスペース「展示室・小（短期ショップ）」に出店するＮＰＯを募集します。

１　施設の所在地

宮城県仙台市宮城野区榴ヶ岡５番地　　みやぎＮＰＯプラザ内

２　施設の概要

（１）面　積　　約５㎡

（２）設備等　　陳列棚、テーブル、イス等

※電源や電話引き込み用のモジュラージャックはありません。

（３）その他

・短期ショップは、展示室・大（常設ショップ）の隣のスペースです。

・看板・サイン類は、当施設との事前協議の上、使用団体側でご準備ください。

・備え付け以外の備品・什器類は、使用団体でご準備ください。

３　使用料　　**日額　２００円**

４　使用期間　　**平成３１年４月１日（月）～新元号（２０２０年）３月３１日（火）**

ただし、期間内の連続した６日以上２ヶ月までの期間とし、この期間を本使用期間と称します。本使用期間終了時に、同スペースの使用を希望する団体がない場合に限り、使用期間の延長申込を受付けます。延長による使用は本使用期間を含めて通算６ヶ月を限度とします。

※延長使用は１ヵ月毎の更新とし、希望期間の前月末日までに所定の申込用紙をご提出いただきます。

５　募集期間

募集は随時行います。ただし、使用開始希望日の３ヶ月前から２週間前までの期間に使用申込の書類を提出するものとします。

※申込希望期間が他団体の使用期間（延長使用期間を含む）と重複する場合もありますので、使用を希望される場合は事前にプラザまでご確認ください。

※使用を終了した団体は使用期間終了後、その通算使用期間と同期間、再応募ができません。

６　申込団体の資格要件

（１）県内に主たる事務所又は従たる事務所を置き、営利を目的とせず、自発的に行う社会的・公益的な活動を行っているＮＰＯであること（法人格の有無は問いません）。

（２）団体の規約等が定められており、規約等に基づいて、総会の開催、事業報告、収支決算等が行われている団体であること。
（３）営業の中において、公益性・社会貢献性を発揮できる団体であること。

７　使用条件など

（１）使用可能な曜日・時間帯は下記の通りです。
・火曜～土曜　９：３０～２１：３０
・日曜・祝日　９：３０～１７：３０
※毎週月曜、及び、年末年始（12/29～1/3）は、休館日のため使用できません。
※営業時間・定休日については、指定管理者と協議の上、決定するものとします。

（２）活動資金の捻出等、収益目的の出店であっても、**団体の活動と全く関連性のないものの販売はご遠慮ください。**
（３）スタッフ不在時の連絡先を明確にし、連絡がとれるようにしてください。
（４）プラザの共用備品以外に必要な備品は、使用団体でご準備ください。
（５）**全館、火気類の使用禁止・禁煙**です。
（６）使用期間終了後に所定の書式で報告書をご提出いただきます。延長使用時には、本使用期間終了時と、通算使用期間終了時の２度、ご報告いただきます。なお、報告書は館内で公開いたします。
（７）ショップの運営は各団体の責任とし、施設スタッフによる代理販売や商品および代金の預かり、釣銭用の両替等はいたしません。
（８）民間非営利活動拠点施設条例、本募集要項の「７使用条件」等に違反し、プラザから改善要求を受けても改善がなされない場合、使用許可の取り消しを行うことがあります。

８　使用申込の方法

所定の使用申込書に必要事項を記入の上、団体資料を添付し、みやぎＮＰＯプラザまで提出してください（郵送可）。
※申込書は、みやぎＮＰＯプラザ窓口に用意しているほか、みやぎＮＰＯ情報ネットからダウンロードもできます。 http://www.miyagi-npo.gr.jp/

９　決定方法

日単位による先着順とします。同一日に使用期間が重複する申込があった場合には、協議による日程調整、または、抽選により決定します。

１０　その他

申し込むに当たり現地を確認したい場合は、事前にプラザに連絡のうえご来館願います。

【 問い合わせ・申込先 】
みやぎＮＰＯプラザ
〒983-0851　仙台市宮城野区榴ヶ岡５番地
TEL　022-256-0505　　FAX　022-256-0533
E-mail　npo@miyagi-npo.gr.jp
URL　http://www.miyag-npo.gr.jp